

議案第 19 号

阿見町土地開発基金条例の廃止について

阿見町土地開発基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町土地開発基金条例を廃止する条例

阿見町土地開発基金条例(平成元年阿見町条例第 3 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町土地開発基金の廃止について

【廃止理由】

土地の価格が安定している現在においては、基金で用地を先行取得する必要性が薄れていること。また、平成 11 年度を最後に、新規土地を取得しておらず、今後も新規土地の取得予定がないことから、基金条例及び規則を廃止するもの。

【主な経緯】

昭和 44 年自治地第 16 号「土地開発基金等の設置について」(旧自治省通知)に基づき、公用若しくは公共用の土地を先行取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、平成元年に設置。

総合保健福祉会館用地先行取得などに活用したが、平成 11 年度の本郷第一地区学校用地取得を最後に、新規の土地取得は行っていない。

主な基金の活用事業

総合保健福祉会館用地 (買戻し済)

本郷第一地区学校用地 (買戻し済)

実穀小地区公民館用地 (基金保有)

令和 4 年度末基金残高

現金 3,600,801 円

土地 筆数 1 筆 (実穀小地区公民館用地)

面積 6,655.93 m<sup>2</sup>

【基金の廃止】

阿見町土地開発基金条例及び阿見町土地開発基金管理規則を廃止し、現金については一般会計に全額を繰り入れ、土地については基金から一般会計に区分変更を行う。